

[7番 小久保 博史議員登壇]

7番小久保 博史議員 7番、小久保でございます。平成10年6月定例議会一般質問を行ってまいりたいと思います。

教育問題についてということで、学区開放ということと、さわやか相談室のその後ということでお伺いしてまいりたいと思います。

12月の定例議会で私が学区の問題について提言をしましたけれども、そのことについてその後教育委員会で報告があったと思いますので、その後内部検討されたのかどうか、されたのであればどうなったか、されなかったのであればどうしてされなかったのか、ご説明をお願いしたいと思います。

次に、鳴り物入りで心のオアシスづくりということで相談室の設置をしたわけですが、その後はどうなったのでしょうか。先日テレビで越谷市の相談室が取り上げられていましたが、春日部ではどうなったのでしょうか。相談の件数やその内容なんかで公表して差し支えない程度で結構ですので教えてください。

以上、1回目よろしく申し上げます。

井上 俊雄議長 渡辺学校教育担当参事。

[渡辺 研二学校教育担当参事登壇]

渡辺 研二教育担当参事 教育問題について2点でございます。12月議会において学区の問題についてご質問がありました。私どもの方も回答させていただいたわけでありませぬけれども、この件につきましては教育委員会の方に報告させていただきました。議員さんの提案について、それをどうするかというような検討はしておりませぬ。

それから、さわやか相談室についてでございますけれども、さわやか相談室につきましては、平成8年度から心のオアシスづくりというふうな事業を組みまして展開した事業でございます。さわやか相談室を各中学校につくって、さわやか相談室、それからボランティア相談員を配置してというような事業でございます。市内の10の中学校について本年度の状況を申し上げます、さわやか相談室につきましては、昨年度末に10校ともすべて整備させていただきました。さわやか相談員については、これは県の方が採用して市に配当されるものでございます。現在7名が配当されているところでございます。

それから、ボランティア相談員でございますが、これにつきましては市内10校すでに3名ずつ30人配置をさせていただいております。

それから、実績ということでございますけれども、平成9年度について申し上げますとさわやか相談員が扱った延べ人数については、4,669人になります。大変多いというようなことを感じますが、1日に約4人とか5人とかその程度でございます。

それから、ボランティア相談員が扱った相談延べ件数については5,311件でございます。これも1日に換算すると3名程度でございます。具体的な個々のケースについては、私の方すべてつかまえているわけではございませぬけれども、担当の方が相談室をめぐっ

たり、あるいは連絡協議会等をやっておりますので、その中から聞きますと、例えば今まで仲がよくいつも一緒であった友達同士の中で何かの行き違いで嫌われているとか、あるいは悪口を言われたとかというそういうふうな誤解が生じて、そのことを相談して、お互いにその誤解が解けたとか、いじめだとかいじめられたとか、そういうふうな問題に発展する前に、人間関係が修復されたというようなことはございます。

それから、不登校が大変多い状況にはございますけれども、さわやか相談室の方には現在でも20人程度相談室登校という、前には相談室がなかったときには保健室登校というふうな言葉で言われたものですが、相談室に登校してそこで勉強したり、あるいは相談員と歓談したりと、そういうふうなことをやられていることもございます。その結果として教室の方につながれて、いわゆる教室にほかの子供たちと同じように通えるようになったと、そういうふうなものもございます。

それから、そのほかボランティア相談員につきましては、家庭訪問もやっておりますので、その結果として不登校の子供が学校に出られるようになった。そのような事例もございます。いずれにしましても、それぞれの中学校に相談室をつくっていただきました。そこにボランティア相談員が配置されて、子供たちが気楽にちょっとした悩みごとでも学校の中のその相談室で相談ができるということは大変ありがたいことだというふうに考えているところでございます。

以上です。

井上 俊雄議長 7番、小久保博史議員。

[7番 小久保 博史 議員登壇]

7番 小久保 博史議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

学区について12月の議会で担当参事や教育長はこうおっしゃられたのですが、そのおっしゃられたことは参事イコール教育長の言葉と受け取ってもよろしいのでしょうか。片や担当部署の最高責任者で、片や組織の最高責任者が私は言っていない、そちらが勝手に言ったのだということはないでしょうか、よろしくお願いします。

学校規模が12月、1月ぐらいに見通しが立って、それで人事をやっていくというふうなことから、全体をフリーにするということはそれからの人事に支障が出てきますのでおっしゃられておりましたが、これなどは早目にやるということで解決するでしょうし、子供を送り迎えできるという保護者もありますし、それからそれはできないという保護者もございますとありますが、では現在送り迎えしている人はいるのですか。

事実電車で通学している小学生や中学生もかなりいらっしゃると思うのです。そういう子供が世の中にはたくさんいるのですが、それとの兼ね合いはどうなのでしょう。不公平なことが生じているという言葉がございましたが、選択の余地がないことの方が不公平ではないのでしょうか。では現在別の場所へ行きたいという話があったときに、現状はどうなのでしょう。弾力的に運用とおっしゃいますけれども、その網にかかってないがす

ぐ近所というような場所がどうなのでしょう。何より学校の格差ということでお答えが
ありましたが、私文部省に問い合わせましたところ、今まで話した授業選択制の学校や壁
をなくした学校というのは、特色であって、格差ではないということだそうです。格差と
いうのは教育基本法や学校教育法を越える、あるいは満たさない場合を指すのであって、
今までの答弁にある格差というのは格差ではなく、特色というのが妥当でしょう、そうい
う解答をいただきました。つまり学区フリーなんかも含めて、教育基本法や学校教育法に
ものっとっており、当然合法でありというのもご存じのとおり、学校教育法というものは
教育の自主性の確立、すなわち教育行政の中央集権を打破し、地方分権と教育の自主性を
整備するためのもので、つまりは文部省も認め、どちらかといえば推奨している流れにあ
りながらそれはできないという、何の法的根拠も後ろ盾もないことをおっしゃられていた
わけです。これはどういうことなのでしょう。よく慎重に検討するとおっしゃられておりま
したので、どのような慎重な検討をされていたのかなと思ひましてちょっとお伺いし
たのですが、慎重にとは検討しないことなのでしょう。学区についての検討というのは
今やられているのでしょうか。

さらに、学校については格差がなくなるように人事等も考慮しておりますとおっしゃられ
ているのですけれどもこれはつまり教師の中には法律というか常識を守れない、あるいは
問題のある教師がいると、そして教育委員会もその実態を把握していると受けとつてもよ
ろしいのでしょうか。もしそうでないのなら何をもちて人事の必要があるのか疑問ですし、
ますます整合性に欠けていると思うのですが、もう一つお聞きさせていただければ、今の
日本の公教育の制度というのは大変世界でも自負できる制度ではないかなと考えていま
すとおっしゃってございましたけれども、その制度自体に時代としての行き詰まりが出てい
るのではないのでしょうか。神戸の事件、ナイフの事件、麻薬、覚せい剤、世界の国と犯罪
レベルが同じになってきたという今の現実を踏まえれば明らかではないのですか。自負で
きる制度であればこそ自負できるものであるために時代に合わせた変革が必要なのでしょ
うか。私が議員になって教育問題いろいろやってきました、さまざまな提言も行ってまい
りましたが、何か変わったのでしょうか。何が変わりましたか。ほかの自治体では、私が
提言したことを行って、子供たちの目が生き生きしている様子が報道されたこともありま
した。幸い春日部では大きな事件、自殺などないのですけれども、それが極めて幸運であ
ることに何で気がつかないのでしょうか。それとも春日部だけは別であると、そういうこ
となのでしょうか。またまた微妙な感覚で平穏が保たれているのであって、火種はあちこ
ちにあるというのは今までの話でも出したはずですが、何ら有効な手が打たれたと聞いた
ことありませんし、相談を寄せてくれた人からこうこう変わりました、対処いただきました
という話も聞かないのですね。どういうことなのでしょう。教育長よく不易という言葉
を使われますね、英語でいうエタニティーということなのでしょう。その言葉の意味
は不変、もしくは変わらないという意味ですよね。自負する制度に行き詰まりが生じた。
その結果に様々な少年による凶悪事件が、それも世界と同じレベルで起こるようになった

わけです。そうした中において、過去の栄光、美德に思いをはせ、時代の流れに逆らって、あるいは無視をして、どうして最もそういう流れに敏感な子供たちを導けるというのでしょうか。温故知新、すなわち昔のことを研究してそこから新しい知識を得るというのであればわかりますけれども、そうでもなく何もしないとはどういうことなのでしょう。何をもちえて教育をよりよい方向に導くというのか、私でなくても疑問感じられると思いますけれども、いかがですか。

変革の一步である学区問題、文部省の見解からも法から見ても何の障害もありません。格差でも当然ないわけで、今まで教育長の言っていることには法的根拠や後ろ盾ですね、そういうのがないわけです。どうしてできないのか、ぜひ今まで私が言った疑問点も含めてお答えいただきたいと思います。

次に、相談員についてですが、さわやか相談員は県の派遣を受けた市町村の非常勤の職員と県教育委員会事務局の両方の身分を合わせ有しているということ踏まえて、現実学校とはどうかわっているのか、そしてボランティア相談員の現状での立場はどうなっているのでしょうか。また、相談員の心構えをどのようにレクチャーしているのか、実際の問題点として何を考えているのか、実施して3年目に入り、問題としては何が起きているのかお聞かせください。

以上、2回目お願いします。

井上 俊雄議長 答弁を求めます。渡辺学校教育担当参事。

[渡辺 研二学校教育担当参事登壇]

渡辺 研二学校教育担当参事 さわやか相談室の関係についてお答えいたします。

さわやか相談員につきましては、県の方が任用して私どもの方に配当させていただいているものでございます。これは相談室にいて相談業務に当たるということでありまして、県の方からもその職務についてはこれこれこういうことであるというようなことで指導はされておりますし、それぞれの学校には校長がいるわけですから、校長の方が相談員の監督についてはあたっているところでございます。ボランティア相談員につきましては、市の方で募集をして、市の方でお願いをして、各学校に配当しているものでございます。これについても、この職務についてはもちろん委属方式等を行いまして説明してありますし、それぞれの学校で校長先生の監督のもと相談業務にあたっているということでございます。それから、問題点という課題といいますか、ということで申し上げれば、この制度自体が平成8年から行われたものでございますけれども、埼玉県が初めてでございます。全国的には例のないものでございまして、丸2年たったとはいえ、まだ試行錯誤というようなところもございます。それぞれの学校の実情に応じて、それからさわやか相談員、ボランティア相談員もそれぞれ教員と同じように何か資格があって採用試験のようなものを受けてきて、あるいは特別に初任者研修とか、教員の場合初任者研修ありますけれども、そういう研修を経てということではございませんので、それぞれの配当された人間、ボランティ

アさんの特性等もありますし、学校の実情等もなりますから、その中で自分の学校ではどういうふうなやり方がいいだろうかということで模索しているという状況には変わらないだろうと思います。今後の問題として、これが丸2年たって、3年、4年となるに従って、その辺のところについてこのようなやり方がよかるいうというようなことがだんだん見えてくるだろうと思います。そういうふうなことを連絡調整しながら、よりよいものをつくっていかなければならないだろうというふうに思います。

それから、学校の中にある相談室でありますので、しかも今まで学校の中には教員といいますが、県の方で採用された人間以外はいなかったわけでありまして、基本的には。そういう中にいわゆる民間のといいますが、そういうボランティアさんも入ってきたわけですから、そういう活動、教員との連携だとか、あるいは講師さんとの関係だとか、あるいはその中でいわゆる相談の、教育相談というものはもともと密室といいますが、部屋の中で行われることで、もともと内容を外に出さないものなのです。ただ、学校の中で行われるということではいろいろ連絡調整を図りながらやっているのが実情ですけれども、その辺の問題ですね、どの辺まで相談員が自分自身で抱え込んでやるか。個々の事例によっても違いますけれども、その辺の問題。それから、地域との連携の問題、この辺のところについては今後十分検討したり、あるいは研究していかなければならない、そういうふう考えているところです。

井上 俊雄議長 岩井教育長。

[岩井 清 教育長登壇]

岩井 清教育長 特に義務教育の学校においては、不易の要素と流行の要素があると思います。特に流行に走ることなくしっかりと不易の要素を見定めながら、足元をよく見定めながら、また過去の実績等も反省を加えながら教育を進めるということが肝要であるというふうに過去にそういう答えをしたことがございました。我が国の公教育、既に120年を超える伝統がありまして、世界の中でもこのように地球の中、情報化されている中にもかかわらずいろいろ問題はあるとしても他国に比べて自信を持ってこの日本の公教育が120年の歴史の上にあるのだという、日本の繁栄ももとをただせばこの公教育の成果だというふうに私どもは感じているわけがございます。そういう意味で、このいろいろな事件が続発しておりますけれども、これは十分その原因を追及しなければいけないが、やはり公教の自負を持って、不易の要素を大事にしていかなければいけないというふうに感じております。

また、この学区の問題につきましては、議員からご指摘いただいた学校の選択を弾力的にという発想と、私どもが解釈しているのは、通学区域の弾力というふうに解釈しております。議員のご指摘のことは、学校を選ぶことを弾力化したらどうかというご指摘だと思います。私どもは、通学区域の弾力化というふうにとらえております。学校の選択の弾力となりますと、現在の公教育は法令で規定された上に成り立っておりますので、例えば教

員の定数もこの間各議員からご指摘いただきましたが、教育の定数を定めるのも国の法律で決まり、また学校の財政面等についてもいろいろな国からの補助等の規定の上に公教育が成り立っておりますので、これを無視して通学区域を完全に自由化してしまうということについては、私どもはちょっと考えなければいけないことだと思います。学校の通学区域については、法的な根拠がないというご指摘で、まさにそのとおりです。国の法律には通学区域をこういうふうに定めろという、そういう規定はございません。ございませんが、教育委員会として管理する小中学校について、規模とか教員の配置等を考慮の上に学区は規定しているわけでごさいます、通学区域の弾力化については、硬直した状態ではございません。ちなみに今春日部市内の小中学校で学校を指定した以外の学校へいろいろな事情で通っている子供が281人おります。小中合わせまして。それぞれ就学上の理由がございます。理由があって、例えばいじめ、兄弟で通学する希望、不登校状態だったのが転校すれば本人の立ち直りが期待できるということとか、両親共働きのためにこちらの学校へぜひとか、いろいろそういうことに既に281人の子供が市内の学校の本来行くべき学校ではない別の市内の学校に行く。また、市外の学校に行っている子供も135人います。これは、春日部に住民登録はしていて春日部の市民でありながら隣接の市町村に通っている子供もございます。もちろん市立学校は除いてです。そのほか、また春日部市へほかの市町村から通学している子供も90人ございます。そういうことで、通学区の弾力化については、本人の就学を最重点という形で学区の弾力化については心がけておるところでございます。ただ、学校選択の弾力化、自由化までいきますと、先ほど言ったように現在の体系の中での公教育という立場からは学校選択の完全な弾力化まではいきますと、先ほど言ったように現在の体系の中での公教育という立場からは学校選択の完全な弾力化まではちょっと踏み切れないのは実態です。

以上です。

井上 俊雄議長 7番、小久保博史議員。

[7番 小久保 博史 議員登壇]

7番 小久保 博史議員 それでは、3回目の質問させていただきます。

2回目の質問で、教員配置の人事の問題で、個人の資質を把握しているのかという質問の答えはどうなったのでしょうか。

あと、現在弾力的に運用しているというお話のときに、私が聞いたのは、現在網がかかっていない区域、網のかかっているところとかかかっていないところ、このはざまのところの隣口、網のかかかっていないうちだけれども、これはどうするのかという話を聞いたので、よろしくをお願いします。

学区開放に対するデメリットとしては、対象が市内全部ということで判断にまよってしまうことや、先ほど教育長がおっしゃられた人員配置の問題、国から人数の配置の数が決まっているとか、そういうふうな話でしたけれども、それや通学路の安全性とか、それに伴

う人員配置ですね、要するに。1点集中による学校の規模とか、親の意見に左右される恐れ与えられた環境で生き抜く力が養えないといったことが挙げられるのでしょけれども、それに対してメリットとしてそうしたデメリットがあればこそ保護者が子供の行く学校に対して親の認識が高くなるでしょうし、子供も行く学校を真剣に検討して、友達同士、先輩や後輩での話し合いからのコミュニケーションも出てくるでしょう、そうなれば問題のある教師の学校には自然と行かなくなりますから、教師、学校側の改善の努力が図られるでしょうし、それは校舎改築問題の優先順位にも影響があるでしょうし、何より子供の自主性を養い、他人まかせではない自分たちの力で問題を解決することを養いますし、保護者は親としての責任に対する自覚ができるでしょう。選択自由というのは、民主主義における最大の公平であるはずなのですが、それが不安だ、不自由になるから管理の面でそういうおそれがあるということで範囲を縮めてしまうというのは民主主義における学校教育においてはいささか整合性に欠けるのではないのかなと思います。今教育委員会のご回答では一部民主主義を入れた国と変わらないように見受けられるのは私の気のせいなのでしょうか。確かに戸惑いなんかもあるでしょう。でもそれが民主主義であり、自由であり、公平であるのではないですか。だれにでも選択の余地があって、それによるメリット、デメリットも出てくる。しかし、それは自分の責任のもと、だれにも与えられた公平な機会であるはずですが、教育現場には教師や保護者という最大のバックアップがありますし、当然どの学校の教師にもそうした不安やデメリットをフォローし得る環境がつくられているはずでしょうから、現実社会ほどのリスクはないはずでしょう。逆にフォローができないとか、そういう未熟な環境である。そういうお答えであるとか、学校教育というのは、社会とは一つ垣根を越えた独自のものであるとおっしゃられるのであれば、私から言うことではないのですが、現実社会の常識やルールを勉強とともに教える、まさに社会の縮図である学校がそのようなこと言うわけはないと思いますけれども、私がPTA関係者の方や地域の方に話をしますと、反対だ、それはよくないという声は聞かないのです。これは、そうした希望が十分にある、そういうことではないのでしょうか。弾力的にというのであれば、例えば自我のはっきりした中学生以上、要するに中学校とかに限定してみて、試験的な実行とか、あるいはもしクレームが圧倒的にあったのならばもとに戻すというやり方であってもしかるべきではないのでしょうか。いじめ問題一つでも全員にアンケートをとって見たらどうだということも言いましたが、それすらもしなかった。そういうこともありましたよね。それではこの問題について無記名対象者全員アンケートなんてしてみたらどうですか。してもいないのに不安の声がとか、憶測で物事をはかり、それをこうした場で回答するというのは余りいかなものかなと思うので、私が思うにこの学区の問題の最大の障害は、ルーズベルト大統領の言葉ではないですけれども、お互いの疑念ではないでしょうか。そしてそれを脱ぎ去るのが教育委員会や私たちの役目ではないかと思うのですけれども、いかがでしょう。もう一度言います。変革の一步である学区問題、文部省の見解からも法から見ても障害はないでしょう。格差でも当然ないわけで、今まで教育長のおつ

しゃっていることには法的な根拠、明確なる法的根拠の後ろ盾がないわけです。実際今置かれたその中で、学校の規模が決まらなければ職員の人員配置ができないというのであれば早目にやれば済むことではないですか。どうしてもできないのでしょうか。今まで私が言った疑問点も含めて、私にもわかりやすく納得できるようにお答えいただければありがたいのですが。

相談員の方ですけれども、これを設けることをしたら褒められたことではないと思うのですが、設置するときにも申し上げましたけれども、なぜならそれは教師の能力不足を県がみずから認めているような施策だと考えられますしさらには教師の存在意義すらも問われかねないと思うのですが、内容を聞いてみると、PTAのPの部分であるparents、Tの部分であるteacher、Aの部分であるassociation、つまり親と教師の話し合いという由来の会が事実上余り機能していなくて保護者会になってしまっていることに問題があるのではないかなというふうに思うのですが、つまりこうした相談員的なものは本来であればPTAが担う仕事のように思えて仕方ないのですが、いかなものでしょう。それを踏まえて今後の現場での立場をどのように確立していくおつもりかお聞かせください。これから夏休みが始まります。少年の犯罪事件等が多発する時期でもあります。多感な少年少女が楽しい夏休みを送れるような環境づくりが整うことを教育関係者の方々にも強く望みまして、平成10年度9月の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

井上 俊雄議長 > 答弁を求めます。岩井教育長。

[岩井 清 教育長登壇]

岩井 清教育長 学校の選択をもっと弾力的にというご提言だと思います。それで、この特定の学校へ何を基準にして特定の学校を希望するか、その辺がちょっと現状では把握しにくい。特に学校格差がそれによって評判とか世間の主観的な評価によって学校へ児童生徒が集中するということになりますと、学校格差をそういう理由に従うために拡大してしまうということにもなりかねませんし、その結果教育の機会均等という大原則が侵されることになるのではないかなというふうに思います。通学する学校をめぐる保護者の間で不平不満、また不信感が発生するとすれば、行政の立場からそれを更正するように努力する必要があると思います。ただ、それを認めて、どうぞ学校選択を自由にというふうにしますと、それを助長することにもなりますし、この機会均等を保障する立場からは、ちょっとそれに踏み切れない現実でございます。学校に対する評価と選択、保護者の意向、教育水準、そういういろいろな要素を含めて学校の選択じゆうを求める意見はこれからどんどん出てくるとは思いますが、これにはやはりそれに合った教育制度そのものの改善、改革が必要だと思います。ですから、行政改革の委員会、国の委員会でも規制を緩和して、学校選択をもっとフリーにしていいのではないかというご意見が出ています。出ていますけれども、私教育行政担当者としては、これはちょっと唐突だなと。現況に結びつけたとき

に学校格差を拡大するおそれもあるし、かえって不安を募る結果にもなりますし、そういうことで将来的には学校制度そのものを抜本的に改革して、教育委員会に教員を例えば2,000人いる児童生徒に対しては教員は何人、その配当は、配置は教育委員会で独自にやりなさいというふうに完全に地方に分権される状態になればなった時点でまた教育委員会で工夫する余地がありますが、現況の中で学校の選択自由にして、どうぞ希望の学校を出してください。そういう場合選抜しなくてはいけなくなってしまいます。選抜すればそれに伴って不平不満がさらに増幅されると思うのです。入れなかった子供、選ばれた子供、そこに不公平差が生じますし、そういうことで今すぐ学校を選択の弾力化というのは、ちょっと私どもには踏み切れないわけです。

教員の実態を把握していないのかということですが、この教員の実態を公にすることが果たして教育の機会均等になるか。仮に問題の持っている保護者から見て、また児童生徒から見て問題の持っている教員いないとは限りません。いないとは断言できませんが、事実いるわけです。何人かはいるわけですから、その教員をそうかといって分限でくびにするという制度が今確立されていないわけです。ですから、こういう制度のもとで保護者、児童生徒の方から学校を自由に選択するということはちょっと現実にあってないわけです。ですから、将来的には議員のおっしゃっているように選択を自由にして行政改革委員会で言っているように規制を緩和して、学校にもそういう学校選択の自由というものを取り入れる時期は来るかもしれません。来るかもしれませんが、現段階ではちょっと飛躍しているように感じます。

以上です。